

2023年10月2日

被保険者各位

住友ゴム工業健康保険組合

負担割合相違の可能性がある場合の相談窓口について

標題の件、厚生労働省より周知依頼がありましたので、下記のとおりお知らせ
します。

記

医療機関等に支払った一部負担金の負担割合に不安を感じた場合、
下記窓口へ必要事項と共にご連絡ください。

●住友ゴム工業健康保険組合 078-265-3059 k-kenkouhoken.az@srigroup.co.jp

●必要事項

(1)本人資格情報

- ① 漢字・カナ氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 健康保険被保険者番号(健康保険証に記載)

(2)その他情報

- ⑥ 本人電話番号
- ⑦ 受診日
- ⑧ 医療機関の情報(名称・所在地)
- ⑨ 医療機関に支払った一部負担金の負担割合

以上